

## 医療法人財団青溪会虐待等防止委員会設置規程

### (目的)

第1条 医療法人財団青溪会虐待等防止委員会（以下、「委員会」という。）は、障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第9号）の趣旨に則り、当法人の提供する障害福祉サービスの利用者の生活と自立を妨げることのないよう、虐待の防止を図ることを目的として設置する。

### (委員会の責務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 虐待防止のための研修を含む計画づくり

虐待防止に関する研修については、行政機関からの案内に基づき実施し、年1回とする。参加できない職員に対しては伝達講習を実施する。

(2) 虐待防止のチェックとモニタリング

虐待報告、ヒヤリハットなどの書式と活用、並びに利用者の一覧性台帳を作成して委員会で確認する。

(3) 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待事案が発生した場合、速やかに委員会を開催し検討する。

(4) 身体拘束適正に関する事項の検討

身体拘束の事案はないと思われるが、行動制限に関わる場合も想定して一覧性台帳を用いて確認していく。

(5) その他、利用者の人権、虐待に関わる事項

利用者から訴え（苦情など）も含めて、虐待リスクアセスメントを行う。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める。

4 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (委員会の開催)

第4条 委員会年2回以上開催する。また、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

(事務局)

第5条 当委員会の事務局は、法人本部地域事務室が担当する。

(令和5年5月17日変更)

附則 この規程は令和4年11月30日から施行する。

附則 この変更規定は令和5年5月17日から施行する。

附則 この変更規定は令和5年11月22日から施行する。